

○ 太田市外三町広域清掃組合文書取扱規則

平成 1 1 年 5 月 1 日

規 則 第 4 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 1 号

改正 平成 2 5 年 8 月 1 日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、事務能率向上のため文書の正確、かつ、迅速な取扱いについて定めることを目的とする。

(準用規定)

第 2 条 前条の文書取扱については、太田市文書等取扱規則（平成 1 7 年太田市規則第 1 5 号）の例による。

附 則

この規則は、平成 1 1 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 1 号）

この規則は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 8 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 2 5 年 8 月 1 日から施行する。